

平成 30 年 9 月 6 日
地 震 火 山 部

草津白根山（白根山（湯釜付近））の噴火警戒レベル の判定基準を改定しました

草津白根山（白根山（湯釜付近））の噴火警戒レベルの判定基準のうちレベル 2 から 1 に引き下げる基準について見直しました。

気象庁では、噴火警戒レベルが導入されている全国の火山について、噴火警戒レベルの判定基準の精査作業を進め、順次、公表しています。また、火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図っています。

草津白根山（白根山（湯釜付近））の噴火警戒レベルの判定基準について、近年得られた地震活動や地殻変動、全磁力、噴気や湖水の化学組成の観測データと火山活動の関係をもとに、以下のとおり見直しました。

- ・地震活動が低調な状態に戻り、地殻変動や全磁力の観測データも静穏時に戻る傾向が明瞭になった場合にレベル 2 から 1 に引き下げる
- ・噴気や湖水の化学組成の観測データについては、高温の火山ガス由来の成分の濃度が低下していなくてもレベル 2 から 1 に引き下げる
- ・レベル 1 に引き下げた後、静穏時に戻る途中で、化学組成も含めた火山活動が再び高まる傾向に転じた場合に、レベルを迅速に 2 に引き上げる

【噴火警戒レベルの判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表
https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

問合せ先：地震火山部火山課火山監視・警報センター 担当 西脇
電話 03-3212-8341（内線 4524） FAX 03-3212-3648